『上間小学校いじめ基本方針』

那覇市立上間小学校

1　基本的な考え方（基本理念）

教職員一人一人が、いじめへの適切な対応と児童自らいじめを解決する力を身に付けるための指導の在り方等について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る。

【いじめを許さない学校づくり】

□ 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。

□ いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。

□ いじめている児童生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。

□ いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。

□ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を定義とする。（「いじめ防止対策推進法」第２条第１項より）。

（2）いじめに対する基本的認識

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

○いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
○いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
○いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
○学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
○いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

２　いじめの防止のための組織

（１）いじめ対策委員会

校長、教頭、教務、生徒指導主任、当該児童の学級担任、教育相談担当、養護教諭、その他関係教諭等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

（２）情報交換及び共通理解

いじめ対策委員会は、月に一度、児童支援委員会と兼ねて開催し、配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

また、いじめ対策委員会の内容や事案については職員会議において報告し、周知徹底させる。

３　「いじめの未然防止」について

（１）教職員

①教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。

②人権感覚を磨き、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

③効果的な校内研修の方法を工夫する。

④家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。

□ 校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。
□ 教職員が、子ども達の意見をきちんと受け止めて聞いている。
□ 教職員が、子ども達に明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。
□ 教職員自らの言動が、子ども達に与える影響の大きさを強く自覚している。

（２）児童の豊かな心と実践力の育成【道徳や特別活動】

①道徳や特別活動等において「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。

②児童会など、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

□ 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
□ 子ども達が規範意識を持ち、規律ある学校生活を送っている。
□ 表情が明るく、にこやかで言葉遣いが適切である。
□ 明るくあいさつを交わす。
□ 児童会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、がんばろうとする雰囲気が

ある。
□ 教室や学校が清潔で、整理整頓されている。
□ 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。
□ 地域住民や保護者等が気軽に来校し、学校の活動に参加・協力する。

（３）教育相談体制

①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員、市町村教育委員会の相談機関等の活用について、児童や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。

②校長の指導の下、教職員が児童との信頼関係作りを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

４ 「早期発見」について

（１）いじめに係る情報収集・実態の把握

①教師が豊かな感性で日頃から児童理解、観察に努める。

②児童との信頼関係を築くとともに、児童への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

〈 いじめに関する情報収集及び実態把握の方法 〉
1 生活実態調査（いじめアンケート等）
2 個人面談
3 日常的な観察
4 生活日記
5 心理テスト 等

〈 学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント 〉
□ 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
□ 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
□ 表情がさえず、うつむき加減である。
□ 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
□ 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
□ 授業開始前に、学用品、教科書、体育着などが隠されている。
□ 学用品の破損、ノートに落書きがある。
□ 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしやどよめきがあったりする。
□ その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。

□ その子どもの隣に誰も座りたがらない。
□ 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
□ 黒板や机等にあだ名や「○○死ね」などの落書きをされる。
□ 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろうろしたりしている。
□ 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
□ 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
□ 休み時間や放課後に一人でぽつんとしていることが多い。
□ 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
□ さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
□ 理由のわからない怪我が多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
□ 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
□ 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子どもの名前が出てくる。
□ 係を運ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
□ 人権を無視したあだ名（「ばいきん」「○○菌」）がつけられ、しつこく言われる。
□ 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
□ 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

〈 家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント 〉

□ 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
□ イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
□ 衣服の汚れが見られたり、よく怪我をしたりしている。
□ お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。
□ 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
□ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
□ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
□ 寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
□ 愁いに満ち、表情が暗くなる。
□ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
□ 先生や友だちを批判する。
□ 親に隠し立てをすることが多くなる。
□ 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
□ 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
□ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり、八つ当たりをする。
□ 外に出たがらない。
□ 学校の様子を聴いても言いたがらない。
□ 電話に敏感になる。

□ 友だちからの電話にていねいな口調で対応する。
□ 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
□ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
□ 親の学校への出入りを嫌う。
□ 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
□「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

〈 地域からの情報 〉

自治会やＰＴＡ等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童の様子を報告してもらう。

□ 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている。登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
□ 道端や公園などで、一人でぽつんとしている。
□ 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

5 「いじめに対する措置」について

（1）いじめ被害者への対応

①潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。

②被害を受けた児童の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。

③教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を与えるよう努める。

④被害を受けている児童に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中でのばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。

⑤学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。

⑥自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。

⑦家庭との連携を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。

⑧加害者の児童や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。

⑨子育てに自信を失っている保護者には、連携を図りつつ、元気づける。

〈 家庭での対応として 〉

1　いじめられている事実が判明した場合の対応
- 家庭における「子どもの居場所」を確保する。
- 不安を除去し、安全の確保に努める。
- 「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
- 学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
- ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
- 自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

2　些細な変化（危険信号）に気づく（特に自殺のサイン）
- 死につながるような発言はないか？
- 自殺のニュース等に同情する発言はないか？
- 眠れない様子はないか？
- 死を賛美する言動はないか？

（2）いじめ加害者への対応

①基本的な姿勢

ア　その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する。

イ　いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等について、共感的に理解するとともに、いじめた児童の心の内面を理解するよう努める。
→心理的ケアを十分に行う。

1　「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。

2　差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要さに気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を醸成する。

3　励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。

4　加害児童との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。

5　教師は、どの児童も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

②教師の対応

1　いじめを完全にやめさせる。

2　いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。

3　いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
- 何があったのか？　・どんなことから？　・いつ頃からか？　・どこで？

・どんな気持ち？　・どんな方法で？　・誰が（命令）したのか？
・複数？　等

4　不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。

5　相手に与えた苦しみ、痛みに気づかせる。

6　課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。

7　学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。

8　場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。

9　必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

〈 対応のポイント 〉

①「事実はしっかり認めさせる」　②「決して言い逃れはさせない」
③「きちんと謝罪をさせる」　④「それ以上罰しない」
⑤「今まで以上に関わりをもつ」

③保護者への対応

1　保護者の心情を理解する
・保護者の心理･･･怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等。
・保護者も追い詰められると､防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
・子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。

2　事実関係は正確に伝える。
・憶測で話をしない。
・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。

3　学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。
・被害者への謝罪､子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。

4　教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す。
・子どもが自分の｢非｣に気付き、改められるよう指導・支援する。

〈 家庭での対応 〉

1　両親が一緒に叱責しない。
・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。

2　事実を聞き出す。
・どんな行動をしたのか？　・その結果どうなったのか？

3　徹底的にいじめを否定する。
・「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない」
・「いじめられた子は苦しんでいる」
・「おまえの気持ちはわかった、一緒に考えよう」　等。

4　きちんと謝罪する。
・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
5　今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ。

（3）ネット上のいじめへの対応

①ネット上のいじめの特徴

1　不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
2　インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
3　インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
4　保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

〈 ネット上のいじめの態様 〉

1　掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
・誹謗中傷の書き込み　・個人情報の無断掲載　・なりすまし　等
2　メールでの「ネット上のいじめ」
・誹謗中傷するメール　・チェーンメール　・なりすましメール　等
3　その他
・口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み　等

②掲示板等への誹謗中傷等への対応

1　ネットいじめの発見、児童・保護者からの相談
2　書き込み内容の確認
・当該掲示板等のアドレスの確認と記録
・書き込み内容の保存（プリントアウト）
※携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する等
3　掲示板等の管理者に削除依頼

・管理者への連絡方法（メール）の確認
・利用規約等を確認の上、削除依頼を実施。
※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。

4　掲示板等のプロバイダに削除依頼
・管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。
※削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、法務局などに相談する。

③「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

1　児童への対応
○被害児童への対応
・きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。
○加害児童への対応
・加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。
○全校児童への対応
・個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童への指導を行う。

2　保護者への対応
迅速に連絡し、家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

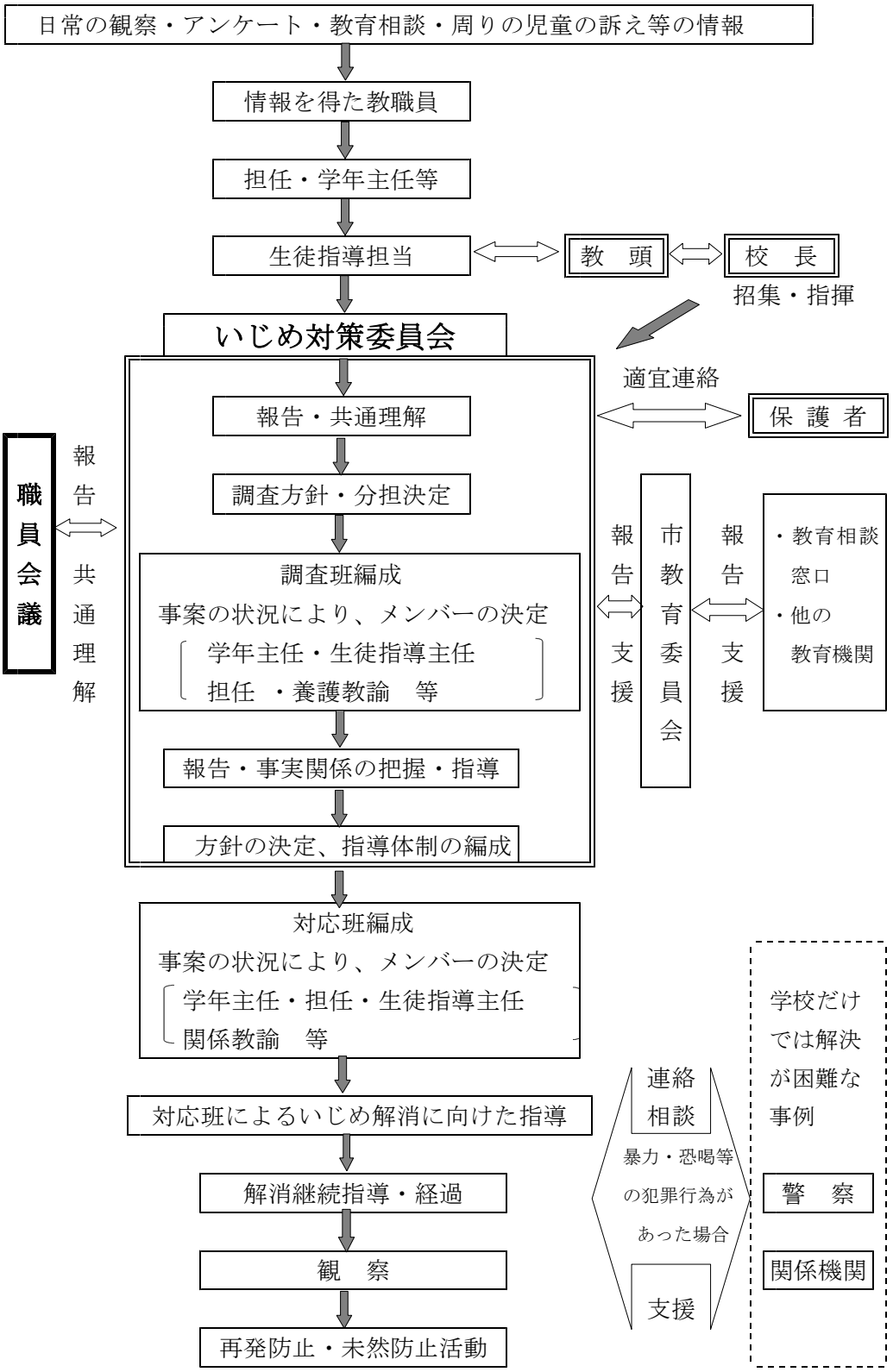
6　重大事態への対応について

（1）重大事態の定義
①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

（2）重大事態への対処
①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（３）重大事態の対応



7　指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議	指導方針 指導計画等 の共通確認	事案発生、緊急対応会議の開催				
防止対策	学級・学年づくり　人間関係づくり		非行防止教室 （万引きいじめ） （全学年）			
早期発見	いじめアンケートの実施		教育相談週間			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議	事案発生、緊急対応会議の開催					本年度のまとめと次年度の課題検討
防止対策	学級・学年づくり　人間関係づくり					
早期発見	いじめアンケートの実施	教育相談週間				

8　PTA 及び関係機関との連携について

・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告し、対処へついて協議する。
・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、児童相談所と連携して対処する。
・各関係機関との「報告・連絡・相談」を徹底する。